

令和4年度 障害者支援施設等指導監査及び実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	障害者支援施設 あさひ園	社会福祉法人 中 蒲原福祉会	令和4年12月2日		指摘事項なし。	
2	施設入所支援 障害者支援施設あ さひ園	社会福祉法人 中 蒲原福祉会	実地			
3	生活介護 障害者支援施設あ さひ園	社会福祉法人 中 蒲原福祉会				
4	短期入所 障害者支援施設あ さひ園	社会福祉法人 中 蒲原福祉会				

令和4年度 障害者支援施設等指導監査及び実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
5	障害者支援施設 松潟の園	社会福祉法人 愛 宕福祉会	令和4年12月9日	施設入 所支援	入院・外泊時加算Ⅱ及び入院時支援特別加算は、報酬告示別表第9の6注2及び別表第9の7注により、施設障害福祉サービス計画に基づき訪問等の支援を行うこととされていますが、施設障害福祉サービス計画への記載が確認できませんでした。当該加算を算定している利用者の施設障害福祉サービス計画を精査し、記載がない場合は要件を満たさないため、過誤調整を行ってください。	対象期間内の確認を行い、過誤調整を行った。また、実地指導後には施設障害福祉サービス計画へ記載した。
6	施設入所支援 障がい者支援施設 松潟の園	社会福祉法人 愛 宕福祉会	実地			
7	生活介護 障がい者支援施設 松潟の園	社会福祉法人 愛 宕福祉会				
8	短期入所 松潟の園	社会福祉法人 愛 宕福祉会				

令和4年度 障害者支援施設等指導監査及び実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	社会福祉法人 新潟太陽福祉会	社会福祉法人 新 潟太陽福祉会	令和4年12月15日	法人 運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	次期の役員改選は令和5年度を予定していることから、令和5年度定時評議員会(6月予定)には規程を遵守して取扱いをする。
10	障害者支援施設 太陽の村	社会福祉法人 新 潟太陽福祉会	実地	法人 運営	理事会への出席について、2回連続で欠席している理事がいました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会の日程調整を行う等の配慮と共に、当該理事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認して下さい。	体調回復に時間を要している理事については、今後の理事会への出席も困難であると同様のことから、次期役員改選時(令和5年6月)に退任予定。尚、可能な限り理事には事前に予定を伺い、出席してもらうよう努める。
11	施設入所支援 太陽の村	社会福祉法人 新 潟太陽福祉会		法人 運営	理事会を決議の省略で行った場合の議事録について、議事録記載事項(「理事会の決議があったと見なされた事項の内容」、「決議を省略した事項の提案をした理事の氏名」、「決議があったものと見なされた日」、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」)の記載が明確となっておりませんでした。また、各理事から徴取する同意書に日付の記載が無く、同意日が不明となっていました。社会福祉法施行規則第2条の17及び社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条に基づき、決議の省略を行った場合の理事会の議事録を適正に作成するとともに、同意書の様式を修正して同意日を明らかにしてください。	次回書面理事会の開催時には、左記の各取扱いについて関係担当者に周知し、理解を深め、再発防止に努める。
12	生活介護 太陽の村	社会福祉法人 新 潟太陽福祉会		施設入 所支援	やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件について検討した記録が無く、組織として身体拘束の実施を決定したことが不明な状態となっていました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第53条第1項」及び「厚生労働省発「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」」に基づき、「事業所・施設における組織としての身体拘束の検討及び決定」、を確実に実施してください。	虐待防止委員会と太陽の村職員会議で、毎回必ず議題に上げ、検討した記録を残す。
13	短期入所 太陽の村	社会福祉法人 新 潟太陽福祉会				

令和4年度 障害者支援施設等指導監査及び実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
14	障害者支援施設 みのり園	社会福祉法人 新 潟みずほ福祉会	令和4年12月19日	施設入 所支援 生活 介護	やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて、「切迫性」・ 「非代替性」・「一時性」の三要件について検討した記録が無く、 組織として身体拘束の実施を決定したことが不明な状態となっ ていました。また、身体拘束を行う場合に親族等から徴取する 同意書について、「同意書記載の同意日が拘束実施期間後と なっている若しくは同意日の記載が無い」、「身体拘束内容の 説明日が拘束開始後となっている」など、適正に同意を得てい ない記録が散見されました。さらに、身体拘束を行っているにも かかわらず、個別支援計画に身体拘束の態様、時間、緊急や むを得ない理由の記載が無い利用者がいました。「新潟市指 定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条 例第53条第1項」及び「厚生労働省発「障害者福祉施設等にお ける障害者虐待の防止と対応の手引き」に基づき、「事業所・ 施設における組織としての身体拘束の検討及び決定」、「身体 拘束についての適切な同意書の徴取」、「身体拘束についての 個別支援計画への記載」を確実に実施してください。	①毎月行われる身体拘束適正化検討委員会の会議録には、やむ を得ず身体拘束を行うために検討された記録の詳細を残す。 ②身体拘束に関する同意書は毎月送付し、返信いただく形に変更 する。 ③今後個別支援計画には身体拘束を行うことだけでなく、様 態、時間、緊急やむを得ない理由も盛り込むこととする。
15	施設入所支援 みのり園	社会福祉法人 新 潟みずほ福祉会	実地	生活 介護	欠席時対応加算において、連絡調整の記録は確認できたもの の、相談援助の内容等の記録がされていませんでした。「障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー ビスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の7」、「同 留意事項通知第二の2(6)⑨」に基づき、要件を満たしていない 状態で算定した加算については、過誤調整を行ってください。	予定していた利用が出来ないことで、ご利用者やご家族が困らな いように、相談支援の体制を強化する→サービス管理責任者を中 心に全職員に周知。 相談支援を行った時のみ加算を付けるようチェック体制を強化す る。チェックは管理者・サービス管理責任者・主任で行う。 今回の件に関しては、過去5年に遡り精査。要件を満たさず算定し た加算は、担当事務員が過誤調整を行う。 今後は過誤請求にならないように、チェック体制を強化していく。
16	生活介護 みのり園	社会福祉法人 新 潟みずほ福祉会				
17	短期入所 みのり園	社会福祉法人 新 潟みずほ福祉会				

令和4年度 障害者支援施設等指導監査及び実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
18	障害者支援施設 第2みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会	令和4年12月27日	施設入所支援 生活介護	個別支援計画の作成について、施設入所支援の初回ならびに生活介護に関しては計画の作成に係る会議を行っておらず、また、アセスメントやモニタリングの記録が確認できない事例がありました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第27条第5項では「施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。」と規定されていることから、会議は必ず開催してください。条例第27条各項の未実施については計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないとみなされ、個別支援計画未作成減算の対象となります。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の1の注5(2)」及び「同留意事項通知第二の1(10)」により、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。	監査で指摘があった後はサービス管理責任者を中心にアセスメント、モニタリング、初回時の会議を行うように改善した。個別支援計画作成に係る一連の作業が適切に行われていなかったケースについてはサービス管理責任者、担当事務員が過誤調整を行う。上記内容について、管理者、サービス管理責任者が全職員に周知した。
19	施設入所支援 第2みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会	実地	生活介護	サービス提供開始から5年経過していないにもかかわらず、利用者に対する諸記録が確認できない事例がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第77条に基づいて、サービスを提供した日から5年間保存してください。	監査後、別の場所より資料が見つかる。今後このようなことがないように、保管場所を統一し、サービス管理責任者が周知した。
20	生活介護 第2みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会		施設入所支援 生活介護 短期入所	身体拘束の適正化のための委員会が開催されていましたが、議事録を見る限り、緊急やむを得ない場合の3要件(切迫性、非代替性、一時性)を満たしているかどうかを、組織として一人ずつ検討していることが確認できませんでした。また、身体拘束に関する説明書の署名欄において、施設職員が代筆しているものが多く見られました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第95条により準用される第36条の2第1項に基づき、やむを得ず身体拘束を実施する時は、委員会において組織として検討したことを議事録に残し、その検討結果について従業者への周知を徹底してください。また、身体拘束に関する説明書については、利用者または家族から署名をもらうか、それが難しい場合は家族から同意を得た日を記載した上で、施設職員が代筆してください。なお、施設職員が代筆する際には、続柄を明記してください。	①身体拘束適正化検討委員会(管理者・サービス管理責任者・補佐・主任・OT・看護師・管理栄養士)で話し合った緊急やむを得ない場合の3要件や、身体拘束の解消に向けた検討等、詳細を会議録に残す。 ②身体拘束を行う場合はその都度「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて各担当が利用者本人や家族に説明し、署名捺印いただき了解を得る。説明書はご本人、事業所がそれぞれ1通ずつ保管する。家族が来園いただけないときは、その旨を記録に残し、職員が代筆する際には続柄も記載する。 ③身体拘束適正化検討委員会の検討結果については職員会議にて全職員に周知する。 ④やむを得ず身体拘束を行った場合は、その都度行った職員がケースに残す。(記録の方法を一覧表からケースに変更)
21	短期入所 第2みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会				

令和4年度 障害者支援施設等指導監査及び実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
22	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会	社会福祉法人 新 潟みずほ福祉会	令和4年12月28日 実地	法人 運営	評議員会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、都度利害関係人の有無を確認し、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう記録を残すなど、適切に決議を行ってください。	令和5年4月27日開催の第1回理事会以降は決議の都度、利害関係人の有無を口頭で確認しその結果も含め議事録に残した。
				法人 運営	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	令和5年6月の監事選任においては評議員会に提出する前に現監事より新監事についての同意書を取る。
				法人 運営	評議員会の招集通知を、理事会開催後から期限(評議員会の1週間前(中7日)までに評議員に発していませんでした。社会福祉法第45条の9第1項により、評議員会の招集通知は、理事会開催後から中7日以上空けて評議員に発してください。	令和5年6月27日開催(予定)の第1回評議員会は、6月9日開催(予定)の理事会開催後に6月27日の1週間前までに開催の通知を发出する。

令和4年度 障害者支援施設等指導監査及び実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
23	障害者支援施設 新潟みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会	令和4年12月28日	施設入所支援	やむを得ず身体拘束を行う際の手続きについて、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件について検討した記録が無く、組織として身体拘束の実施を決定したことが不明な状態となっていました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第53条第1項」及び「厚生労働省発「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」」に基づき、「事業所・施設における組織としての身体拘束の検討及び決定」、を確実に実施してください。	①6か月に1回、ケアプラン会議(個別支援会議)をご本人、サービス管理責任者、看護師、管理栄養士、作業療法士、ケース担当が出席し開催する。(継続) ②ケアプラン会議の内容は議事録に残す。(継続) ③身体拘束を行う場合には、最低でも個別支援計画見直し時期(6か月)とし、拘束開始前に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて利用者本人や家族に十分に説明し、署名捺印いただき了解を得る。説明書は、ご本人、事業所がそれぞれ1通ずつ保管する。(継続) ④身体拘束を行った場合は、ケース記録に記載する。(継続) ⑤月に1回の運営会議の中で、身体拘束適正化検討委員会を開催(管理者、サービス管理責任者、主任が出席)し、身体拘束開始前に拘束の必要性を検討する。また、身体拘束の実施状況、状況の分析、身体拘束の解消に向けた取組方針などについても検討し、議事録を残す。 ⑥身体拘束適正化検討委員会の検討結果については、そのあとの職員会議にて全職員に周知する。 ⑦身体拘束の適正化のための研修を開催する。(法人研修委員会が主催で6月に開催)
24	施設入所支援 新潟みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会	実地	生活介護	通所で生活介護を利用している者の個別支援計画作成に係る会議が実施されていませんでした。計画作成に係る会議を行っていない個別支援計画については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の1の注5(2)」及び「同留意事項通知第二の1(10)」により、個別支援計画未作成減算の対象となりますので、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。	令和4年8月の緊急集団指導以降は、通所の利用者についてもケアプラン会議の議事録を残している。 それ以前の個別支援計画については、ケースに記録が残っている、ご家族に対面で説明していれば過誤調整の必要はないとの回答を障がい福祉課の担当よりいただいている。 今回、5年に遡り精査したところ、個別支援計画作成に不備があったものがあつたので、そのケースについて過誤調整をする。
25	生活介護 新潟みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会				
26	短期入所 新潟みずほ園	社会福祉法人 新潟みずほ福祉会				